

有料職業紹介返戻金制度について

(短期退職時の手数料の支払い)

1. 当社の紹介により就職した者が、自己の意思により、又は、就業規則違反等の専ら本人の責に帰すべき事由により雇用契約開始日から 3 か月以内に退職した場合又は求人者が本人を解雇した場合、当社は求人者に着手金を返金するものとする。
2. 求人者は、着手金を支払った候補者のうち、雇用契約開始日から 3 か月以内に辞職した候補者を追跡し、辞職の理由とともに当社に通知するものとする。
3. 着手金の返還は、原則として、着手金の返還が確認された月に請求する他の着手金と相殺する形で運用するものとする。
4. 新たな候補者紹介が適用される事案が契約の期限後に発生した場合、当社は、当該候補者に係る着手金を求人者へ返還するものとする。
5. 退職又は解雇が、以下の各号に該当する場合、第 1 項から第 3 項の規定は適用されないものとする。但し、以下の退職又は解雇が前条の対価の支払い前であった場合でも、求人者の対価支払い債務は消滅しないこととする。
イ) 求人者の就職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に本人が自己の意思により退職することとなった場合

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間により別の定めをする場合がございます。

許可番号 : 13-ユ-308239

事業所の名称及び所在地 : 株式会社リンク・インタラック